

ユニケア岡部 通所リハビリテーション利用料金表(介護1～5)

サービス提供時間	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	☑
2-3時間	372	427	482	536	591	
4-5時間	525	611	696	805	912	
7-8時間	714	847	983	1140	1300	

以下の加算項目は、個人の身体状況・認知度・体調等個々により異なります

項目	単位	内容	☑
サービス提供体制加算(Ⅰ)	22/回	介護福祉士 70%以上いると加算されます	
リハビリテーション提供体制加算 4-5時間	16/回	リハビリ職員(理学療法士、作業療法士)の合計数が、利用者数が25又は端数を増すごとにの1以上であると加算されます	
リハビリテーション提供体制加算 7時間以上	28/回		
中重度ケア体制加算	20/日	・国の要件を満たす員数に加え、介護職員又は看護職員を1以上確保している ・一定期間で総数のうち、要介護3～5の方の割合が100分の30以上であること ・リハビリテーションを行う時間帯を通じて、看護職員を1名以上配置していること	
移行支援加算	12/日	通所リハビリテーションにおいて、利用者様の日常生活が向上し、他のサービスへ移行が可能となった事業所を静岡県が評価する加算となります	
入浴介助加算(Ⅰ)	40/日	入浴介助を適切に行う人員及び設備を有して、入浴介助を行うと加算されます	
入浴介助加算(Ⅱ)	60/日	・リハビリ職員や介護福祉士等が自宅訪問し、浴室内動作や環境を評価している ・介助により入浴が難しい環境下は、訪問職員等が、ケアマネ等と連携し、福祉用具や住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行う ・リハビリ職員等が、医師と連携下で、身体状況や浴室環境の入浴計画を作成 ・上記の計画に基づき、個浴や自宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行う	
リハビリマネージメント 加算(ロ)	6か月以内	593/月	①医師がリハ内容を指示をする ②リハ会議を開催し、構成員と共有する ③ケアマネに支援方法や留意点の情報提供④生活上の留意点等の助言を行う ⑤リハビリの計画をリハビリ職員が説明する ※上記がいずれも満たされ、計画内容等の情報を厚生労働省に提出した際に加算されます
	6か月超	273/月	
※上記の加算において 医師の説明	270/月	リハビリマネージメント加算において事業所の医師が利用者又は家族に対して説明し、同意を得た場合に加算されます	
短期集中 個別リハビリテーション実施加算	110/日	リハビリ職員が、退院(所)日又は認定日から3か月以内にリハビリを1週につき2日以上(1日あたり20分以上)を行うと加算	
認知症短期集中 個別リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	240/日	利用開始後3か月以内に医師が認知症と認める方に対し、リハビリ職員が集中的にリハビリを行った際に加算されます(1週間に2日を限度として実施をすること)	
認知症短期集中 個別リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	1920/月	上記の条件に加えリハビリマネージメント加算を算定し、1か月に4回以上のリハビリを実施の際に加算されます	
口腔機能向上加算(Ⅱ)ロ	160/回	・看護職員を1名以上配置し口腔機能改善管理指導計画を作成していること ・上記の計画に従い看護職員が口腔機能を定期的に記録し定期的に評価する ※3か月以内の期間に限り1か月に2回を限度として算定可 (ただし、3か月ごとの評価の結果、引き続き行う際は、引き続き算定可) ・情報を国に提出し、口腔機能向上の実施にあたっていること ※原則3月以内、月2回を限度。	
科学的介護推進体制加算	40/月	ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知状況、心身状況等の情報を、国に提出する	
重度療養管理加算	100/日	要介護3～5の方に、計画的な医学的管理のもと、通所リハビリを行った場合に加算	
退院時共同指導加算	600/回	病院退院時に退院前会議に参加をした際に当該退院につき1回限り加算されます	
送迎を行わない場合	-47/片道	送迎を行わない時は片道当たり所定単位数から減算します	
災害・感染における利用者数の減少加算		感染又は災害の発生を理由とする利用者数の減少時は、国が定めた条件が当てはまる際は、3ヶ月以内に限り所定単位数の3%を加算します	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		上記の1か月の所定単位数の8.6%を加算します	

・藤枝市は1単位が10.17円となります

・上記の表は厚生労働省の省令を、一部表現を変え抜粋をしています。

・この利用料金表は1割負担の対象の利用者です。2割負担、3割負担は各項目で2・3を乗じた負担額になります

ユニケア岡部（予防）通所リハビリテーション利用料金表(要支援1～2)

介護区分	要支援1	要支援2	☒
	2268	4228	

以下の加算項目は、個人の身体状況・認知度・体調・在宅復帰等により、個々により異なります

項目	単位	内容	☒
サービス提供体制加算(Ⅰ) 要支援1 要支援2	88/月	介護福祉士 70%以上いると加算されます	
	176/月		
口腔機能向上加算(Ⅱ)	160/回	・看護職員を1名以上配置し口腔機能改善管理指導計画を作成していること ・上記の計画に従い看護職員が口腔機能を定期的に記録し定期的に評価する ※3カ月以内の期間に限り1カ月に2回を限度として算定可 (ただし、3カ月ごとの評価の結果、引き続き行う際は、引き続き算定可) ・情報を国に提出し、口腔機能向上の実施にあっていること ※原則3月以内、月2回を限度。	
科学的介護推進体制加算	40/月	・ADL値、栄養状態、口腔機能、認知状況、心身状況等の情報を、国に提出する	
12カ月を超えた際の減算 要支援1 要支援2	-120/月	指定介護予防通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に指定予防通所リハビリテーションを行う場合	
	-240/月		
退院時共同指導加算	600/回	病院退院時に退院前会議に参加した際に、当該退院につき1回限り加算されます	
災害・感染における利用者数の減少加算		感染又は災害の発生を理由とする利用者数の減少時は、国が定めた条件が当てはまる際は、3ヶ月以内に限り所定単位数の3%を加算します	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		上記の1カ月の所定単位数の8.6%を加算します	

・藤枝市は1単位が10.17円となります

・上記の表は厚生労働省の省令を、一部表現を変え抜粋をしています。

・この利用料金表は1割負担の対象の利用者です。2割負担の方は各項目で2を乗じた負担額、3割負担は各項目で3を乗じた負担額になります

★入浴料金(要支援1～2の方のみ)

要支援の方の入浴希望者の方は別途自費で500円(1回)がかかります

★食事料金(要支援1～2の方・要介護者1～5の方)

昼食代 670円、おやつ代 100円

ユニケア岡部通所リハビリ 物品値段表

日常生活費		教養娯楽費		材料費					
マスク	10円	連絡帳ファイル	70円	テガダーム5cm幅	10cm	35円	ハミングット	190円	
紙おむつ	100円	連絡帳	130円	テガダーム10cm幅	10cm	55円	包帯（7.5cm巾）	30円	
リハビリパンツ	130円	帳面袋	250円	カテリーパット	60	35円	ネット	10cm	20円
パット	30円	写真代	35円	カテリーパット	120	110円	滅菌棒付き綿棒（大）	16円	
洗濯代	100円			ガーゼ		10円	滅菌棒付き綿棒（小）	9円	
パンツ	250円			ディスポ注射器		100円	カット判	5円	
歯ブラシ	35円			吸引チューブ		50円	ビニールパット	50円	
				ケーエーG浣腸	60mℓ	140円	チンカラー	1560円	
				プラスチック手袋		330円	ネラトンカテーテル	65円	

※上記の価格は在庫・仕入れ等により変動をする可能性があります